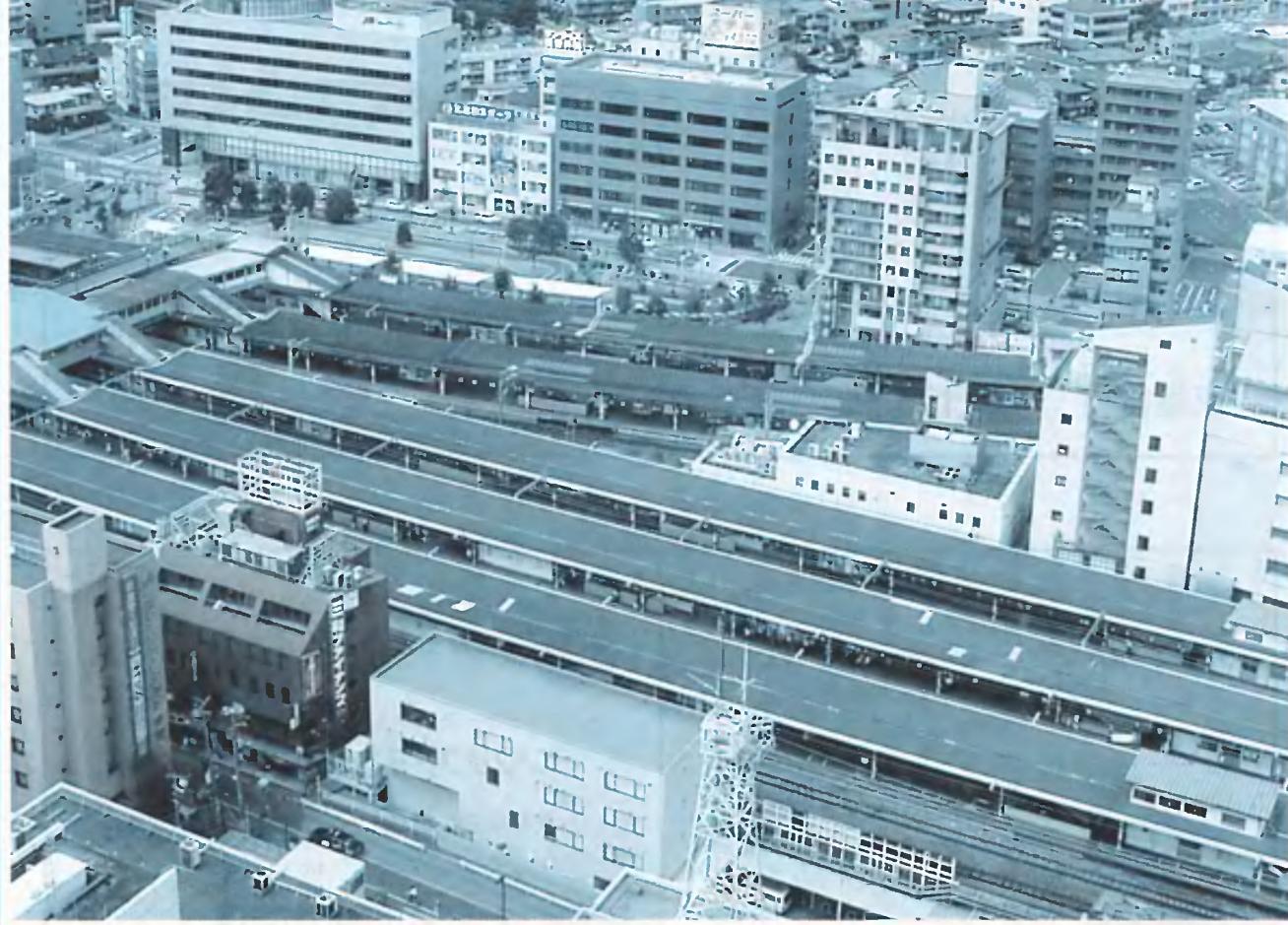


publicity magazine
for small and medium-size enterprise
chushokigyo-chiba

中小企業の経営革新と連携組織の活性化を応援する活性化情報誌

中小企業ちば



千葉駅（千葉市）

photo by T.Fumadogawa

Contents 【主な内容】

- トピックス p 3 官公需確保対策地方推進協議会開催
- 特 集 p 4 官公需国等の契約方針発表
- 組合Q&A p 6 理事の資格、職務権限及び責任
- エッセイ p 8 コンサルの目「地球温暖化に警鐘」
- ご 案 内 p 10 中央会の共済制度
- 施 策 p 12 ベンチャー・ファンド法
- 事務局訪問 p 13 流山工業団地（協）
- 景 況 p 14 情報連絡員報告
- お知らせ p 15 「企業未来チャレンジ21」の番組表他

2004

9

100yen



千葉県中小企業団体中央会

URL:<http://www.chuokai-chiba.or.jp>

県へ発注増大に 関する要望

千葉県官公需適格組合受注促進協議会（会長＝鹿野新一郎氏）は七月二十一日千葉県総務部管財課、県土整備部建設・不動産業課等に「官公需適格組合等への発注増大に関する要望」をした。

要望事項の骨子は①官公需適格組合の積極的な活用、②組合随意契約、少額随意契約の活用の推進、③ダンピング入札の排除措置を講ずること、④分離・分割発注の推進、⑤関係機関等への官公需施策の普及等の促進。

街づくり条例について

千葉県商店街連合会（渡辺祥会長）は八月四日千葉市内で理事会を開催し、この四月に東京都世田谷区で施行された「世田谷区産業振興基本条例」の千葉版を検討した。

これは小売店の商店会組織への加盟や、イベント開催時などの協力を求める条例改正で、商店街ではコンビニエンスストアやドラッグストアなど大手チェーンの進出が増えているが、商店街組織には加盟していない店も少なくない。

「集客イベントや街路整備など協力もせずにいいこと取りしているのはおかしい」という不満も多く、全国でも珍しい努力義務規定を導入し、街づくりを後押ししているもの。

中小企業診断協会千葉県支部は七月三十一日から八月二十九日まで、延べ六日間にわたりて、平成十六年度の更新研修を行った。

その理論研修で「中小企業施策の活用」と題して、坂戸誠一本会会長（千葉鉄工業団地（協）代表理事）が、「わが社のあゆみと将来計画」と題して、流山工業団地（協）森池政治副理事長（株法人ケル副会長）が講義を行った。

とおり。①商店街において小売店等を営む者は、商店街の振興を図るため、その中心的な役割を果たす商店会への加入等により相互に協力するよう努めるものとする。

②商店街において小売店を営む者は、当該商店街が地域の核としてにぎわいと交流の場となるのに資する事業を商店街が実施することにより当該事業に協力するよう努めるものとする。

なお、世田谷区の条例についてのお問い合わせは左記へ

◎世田谷区産業振興部商業課

TEL 03-3411-6667

モデル組合決定

本会は八月六日平成十六年度モデル組合選考委員会を開催し、次の二組合を指定した。

モデル組合は県内の小企業組合のうち、他の模範となる組合を指定し、当該組合が行う教育情報事業や成果普及事業に対し助成を行うもの。

▼千葉市清掃事業協同組合
(代表理事・栗田良子氏)

▼千葉県板金工業組合
(代表理事・御須利昭氏)

商専連総会

千葉県商業専門店協同組合連合会（会長＝福島信治氏）は八月二十四日千葉市内において通常総会を開催し、平成十五年度決算の承認と平成十六年度事業計画等を決定した。当日は総会に引き続き、討論会が行われ、館山市商業（協）、大原中央商店街（協）、旭専門店会の各青年経営者が街づくりと地域商業の活性化について夢を語り合い、その後来賓を交えて懇親会が行われた。

本誌七月号でご案内のように「地域雇用受皿事業特別奨励金」が活用しやすくなりました。

本制度は昨年二月に創設された制度で、①個人向け・家庭向けサービス、②社会人向け教育サービス、③企業・団体向けサービス等地域に貢献する事業を行う法人（株式会社、NPO法人、企業組合、社会福祉法人等）を設立し、六十五歳未満の非自発的離職者一人を含む継続して雇用する労働者を三人以上雇用した場合に、法人設立後六ヶ月間に支払った経費の三分の一（百五十万円から五百万円）の経費及び法人設立後一年六ヶ月間に雇い入れた創業支援対象者のうち三十歳以上の非自発的離職者一人当たり三十万円（短期時間労働者は一人当たり十五万円）が支給されます。

支給条件等詳細については左記へ

★千葉事務所（雇用再生本部）
TEL 0570-005440
★千葉事務所（雇用再生本部）
TEL 043-202-7810

独立・起業や新事業を行う
子会社の設立を支援します

平成十六年度中小企業者に関する 国等の契約の方針決定

政府は七月十六日、平成十六年度における中小企業者に関する国等の契約方針（以下「国等の契約の方針」という。）を閣議決定し、関係方面に配慮方要請した。その概要是次のとおり。

国等は、国等の契約の締結に当たっては、予算の適正な使用に留意し、世界貿易機関政府調達協定及び政府調達に関する我が国の各種行動計画との整合性を確保しつつ、中小企業者を取り巻く厳しい情勢を踏まえ、中小企業基本法第三条に掲げる基本理念に則り、中小企業の経営基盤の強化を図るため、国等の契約の方針に基づき、中小企業者の受注の機会の増大のための措置を講ずるものとする。その運用に際しては、国等の調達する物品等（工事及び役務を含む。以下同じ。）の受注を確保しようとすると中小企業者の自主的な努力を助長し、公正な競争が行われるよう配慮するものとする。

なお、消費税及び地方消費税については、その適正な転嫁を受け

入れるものとする。

また、国は、地方公共団体に対し、地域の実情に応じた方針を策定する等中小企業者の受注機会の増大のための措置を講じ、適切な運用が図られるよう要請する。

■中小企業者の受注機会の増大のための措置

▽情報提供の促進

国等は、中小企業者の受注の機会の増大を図る観点から、透明性の向上と公正な競争の確保に留意しつつ、情報提供の促進のための措置を講ずるものとする。

▽中小企業官公需特定品目等の発注情報等の提供及び受注機会の増大

▽官公需適格組合等の活用

①国等は、法令の規定に基づく随意契約制度の活用等により、中小企業庁が証明した官公需適格組合を始めとする事業協同組合等の受注機会の増大を図るものとする。

また、官公需適格組合の競争契約参加資格審査に当たっては、総合点数の算定方法に関する特例の

一層の活用に努めるものとする。

②特に、官公需適格組合制度については、各省庁等は、中小企業庁と協力しつつ、発注機関別の官公需適格組合の受注実績を含め、発注機関に対し、当該制度の一層の周知徹底に努めるものとする。

▽指名競争契約等における受注機会の増大

国等は、物品等の発注を行うに際しては、中小企業者の入札等が円滑に行われるよう、性能、規格等必要な事項について十分説明に努めるものとする。

▽銘柄指定の廃止

▽計画的発注の推進及び労働時間短縮への配慮

▽分離・分割発注の推進

▽小企業者等の活用

▽地元建設業者等における地元中の受注機会の増大

▽適正価格による発注

▽技術力のある中小企業者に対する受注機会の増大

▽新規開業者に対する受注機会の増大

▽調達手続きに関する簡素・合理化

▽中小企業者の自主的努力の助長

は、極力同一資格等級区分内の者による競争を確保することとする

が、優良な工事成績を上げた中小建設業者に対しては、施工能力等を勘案し、上位の等級に属する工事に係る競争に参加できるようにする等積極的に受注機会の確保に努めるものとする。

特に公共工事に関する発注に当たっては、共同による請負の一層の活用等により、中小建設業者に對する受注機会の増大に努めるものとする。

また、地元建設業者、専門工事業者等の中小建設業者を活用することにより円滑かつ効率的な施工が期待できる工事については、極力分離・分割して発注を行うよう努めるものとする。

また、地元建設業者、専門工事業者等の中小建設業者を活用することにより円滑かつ効率的な施工が期待できる工事については、極力分離・分割して発注を行うよう努めるものとする。

また、地元建設業者、専門工事業者等の中小建設業者を活用するが、優良な工事成績を上げた中小建設業者に対しては、施工能力等を勘案し、上位の等級に属する工事に係る競争に参加できるようにする等積極的に受注機会の確保に

▽阪神・淡路大震災の被災地域の中小企業者に対して特段の配慮を払い、その受注機会の増大に努める。

■今年度における主な新規措置

①各省庁別に「中小企業者向け契約目標」を公表。また、実績額を工事・物件・役務の別に情報を開示、②経済合理性のない分割発注を回避するため、中小企業者の受注の機会の増大を目的として分割発注を実施した場合の理由を公表。また、発注能力の向上等体制整備に努める。③技術力のある中小企業の入札参加機会の拡大、技術力の正当な評価を踏まえた入札参加資格の弾力化等に努める。

■中小企業者向け契約目標

上記の「中小企業者の受注機会の増大のための措置」を講ずること等により、平成十六年度における国等の契約のうち、中小企業者向け契約の金額が、約四兆五千二十三億円（中小企業者向け比率四五・七%）となるよう努めるものとする。

■詳細については

TEL 03-3501-1511
中小企業厅事業環境部取引課

官公需発注情報＜平成16年度上半期＞

県下の官公需発注情報をお知らせ致します。紙面の都合上、調査にご協力いただいた回答の中から抜粋掲載致しましたので、入札の詳細につきましては、直接、下記の担当窓口までご照会下さい。

区分	発注官公庁名	担当窓口	発注物品、役務工事名	発注概算金額(千円)
国等	科学警察研究所	総務部会計課 04-7135-8001	外衣・下着類、事務用品	733
	海上自衛館山航空基地	経理隊 0470-22-3191	大賀1号棟風呂釜補修 大賀2号棟等電源盤補修	—
	千葉大学	経理部契約室 043-290-2048	千葉大学消防用設備等の点検業務	—
	木更津工業高等専門学校	会計課総務係 0438-30-4023	印刷、機械すき和紙、潤滑油、事務用品 台所・食卓用品	3,460
	千葉労災看護専門学校	0436-75-0542	外衣・下着類、印刷、事務用品	1,240
	関東農政局千葉統計・情報センター	総務課 043-253-9211	パソコンの納入	—
	水資源機構千葉用水総合事業所	総務課 047-483-0722	外衣・下着類、家具、機械すき和紙、印刷 潤滑油、事務用品、台所・食卓用品、再生 プラスチック製品	4,141
	都市再生機構千葉地域支社	総務部契約課 043-296-7240	平成16・17年度高洲第1団地他3団地 植物管理工事 平成16・17年度高津団地植物管理工事 平成16・17年度梨香台団地他4団地 植物管理工事 前原団地（第5期）基盤整備その他工事	—
県等	関東地方整備局首都国道事務所	経理課 047-362-4111	外衣・下着類、家具、機械すき和紙、印刷 事務用品	3,755
	千葉県農林水産部	農林水産政策課 043-223-2916	一般農道整備事業 川畑3期地区 犬石トンネル工事	—
	千葉県君津地域整備センター 君津整備事務所	0438-37-6611	事務用品	150
市町村等	千葉県道路公社	総務部総務課 043-227-9331	横断函渠補修工事	—
	鴨川市	総務部財政課契約係 0470-93-7830	補助県単治山事業 老朽管布設替工事実績報告作成業務	—
	君津市	財政部管財課 0439-56-1662	外衣・下着類、機械すき和紙	11,497
	富津市	財政部財政課 0439-80-1239	外衣・下着類	2,000
	松戸市	総務部商工観光課商工振興係 047-366-7327	病院システム導入工事	—
	佐倉市	経済環境部商工観光課 043-484-6145	上志津中学校体育館改築建築主体工事 (仮称)市営大蛇住宅新築外構工事 (第1期)	—
	柏市	財政部契約課 04-7167-1111	市立名戸ヶ谷小学校こどもルーム 新築工事 清掃工場3F会議室等改修工事 市道26-10号線拡幅整備工事 藤心二丁目先道路改良工事 藤心一丁目先排水整備工事	—

理事の資格、職務権限及び責任

■理事の資格

□組合の理事は、組合活動の中心にあってその業務を推進していく任務を課せられているものであるから、次のような資質を有することが期待される。

- ①業界の表裏に精通していること。
- ②事業の経営能力が優れていること。
- ③責任感が旺盛であること。
- ④組合運営に積極的に尽力できること。
- ⑤組合員からの信頼が厚く、リーダーシップに優れていること。

□組合の理事には、上記のような一般的資質を有する必要があるとともに、次のような法律上の制限がある。

- (1)理事の定数の少なくとも三分の一は組合員（組合員が法人である場合にはその法人の役員）でなければならない（中協法第三十五条、団体法第四七条2）。
- (2)ただし、協業組合の理事については、定款の規定により員外理事を三分の一以上とすることが認められている（団体法第五条の二三3）。
- (2)組合の現に行っている共同事業（中協法第三七条1）。

ただし、その事業が組合員資格事業となっている場合には、当然のことながらこの制限は適用されない（中協法第三七条2一）。

(3)員外理事の場合は、(1)のほかに組合員資格事業と同一の事業または組合員資格事業と実質的に競争関係にある事業を行っている大企業者（法人の場合はその役員）もまた、その組合の理事となることはできない（中協法第三七条2二）。

これは組合の首脳部たる地位にある理事が、組合事業または組合員資格事業と実質的に競争関係にある自己の事業を行っているときは、組合の業務運営を自己の事業との関係から不利におとしいれ、正常な組合の発達を妨げる結果となるおそれがあるからである。

(4)理事は監事と兼ねてはならない（中協法第三七条1）。

これは監事の職務が会計監査を通じて理事を監督するものであることから、その職務を十分に果たすためには、各々がお互いに独立していることが絶対に必要である。

と実質的に競争関係にある事業を行っている者（法人である場合はその役員）は、その組合の理事になつてはならない。

からである。なお、理事と組合の使用者（例えば事務局長など）の兼任は差し支えない。

ただし、（代表）理事と組合との間で行われる訴訟行為については制限がある。すなわち組合が（代表）理事に対して訴を提起する場合、あるいは（代表）理事が組合に対して訴を提起する場合に限り、訴訟代表者は、（代表）理事とは別に理事会または総会において選任しなければならない。

組合に対しても訴を提起する場合に限り、訴訟代表者は、（代表）理事とは別に理事会または総会において選任しなければならない。

訴訟代表者は、当該訴訟当事者以外の理事なら誰でも差し支えないと認めた（中協法第四二条、商法特例法二四条、1、2）。

また、（代表）理事が組合の契約の相手方となる場合には、その契約の締結について理事会の承認を受けることを要する。これは、その取引の当事者たる（代表）理事がその地位を利用して、組合に不利益な取引をすることにより損害を与えることを防止するためである（中協法第三八条）。

(1)組合代表権

代表理事の組合代表権は、広範であって定款および総会の決議の範囲内において、組合の業務のすべてに及ぶ。

代表理事の組合代表権は、廣範であって定款および総会の決議の範囲内において、組合の業務のすべてに及ぶ。

その間で行われる訴訟行為については制限がある。すなわち組合が（代表）理事に対して訴を提起する場合、あるいは（代表）理事が組合に対して訴を提起する場合に限り、訴訟代表者は、（代表）理事とは別に理事会または総会において選任しなければならない。

組合に対しても訴を提起する場合に限り、訴訟代表者は、（代表）理事とは別に理事会または総会において選任しなければならない。

訴訟代表者は、当該訴訟当事者以外の理事なら誰でも差し支えないと認めた（中協法第四二条、商法特例法二四条、1、2）。

また、（代表）理事が組合の契約の相手方となる場合には、その契約の締結について理事会の承認を受けることを要する。これは、その取引の当事者たる（代表）理事がその地位を利用して、組合に不利益な取引をすることにより損害を与えることを防止するためである（中協法第三八条）。

(2)業務執行権

代表理事は、代表権を有する範囲内において、自ら業務執行の決定をし、かつこれを実行する権限に行つた行為は原則としてすべてを有する。その主なものは次のと

■組合Q & A ■

おり。

- ①組合の事務全般を処理し、組合の内部組織（事務局）の維持管理を行うこと。②総会の招集、総会の招集権者は原則理事会（中協法第五四条、商法第二三一条）であるが、具体的な招集手続きは理事會の決定に従い代表理事が行う。③定款および規約並びに総会および理事会の議事録を各事務所に、組合員名簿を主たる事務所に備えおくこと（中協法第三九条）。④通常総会の開催日の一週間前までに決算関係書類を監事に提出するとともに、これらを主たる事務所に備えておくこと（中協法第四〇条）。⑤決算関係書類に監事の意見書を添えて提出すること（中協法第四〇条2）。⑥理事会を招集し、主宰すること（定款例第四四条、第四九条）。⑦通常総会終了の日から二週間以内に行政庁に対し決算関係書類を提出すること（中協法第一〇五条の2）。⑧登記を必要とする事項を登記すること（中協法第八三九一条）。

□一般理事

- ①代表権を有しない一般理事の職務権限は次のようなものである。②理事会に出席し（書面を含む）

組合の業務執行について意見を述べ、理事会の議決に加わること（中協法第三六条の三）。②代表理事を選任すること（中協法第四二一条、商法第二六一条）。③理事会を招集すること（定款に特に招集権者を定めていない場合は、原則として各理事に招集権がある）（中協法第四二条、商法第二五九条）。

上記の諸権限を行使するに当

たっては、理事は代表権を有すると否とを問わずそれぞれの立場において①「善良なる管理者の注意義務」（中協法第四二条、商法第二五四条3、民法第六四四条）と②「忠実義務」（中協法第四二条、商法二五四条ノ三）とが要求されているので、与えられた職務の遂行にあたっては、委任の本旨に従つて①通常人に期待されている程度の注意をもつてこれを処理すべきであるとともに、②理事としての権限を組合にとって最も有利となる方向にそつて、誠実かつ正当な目的のために行使することが必要とされる。

さらに、③組合の機関として行動する場合の理事は、常に組合員全体の利益となるところを個人としての利益より上位に置くべきこ

組合の業務執行について意見を述べ、理事会の議決に加わること（中協法第三六条の三）。

とを銘記しなくてはならない。

■理事の責任

□組合に対する責任

理事は、組合との委任契約に基づき、善良なる管理者の注意をもつてその職務を行わなければならぬし、また法令、定款ならびに規約の定および総会の議決を遵守して職務を行うべき忠実義務を負っている。

理事はこのようないかの個人的責任のほかに、あわせて理事会を構成し業務執行の決定に参画するとともに、代表理事による業務執行の監視的役割を果たすべき集団としての責任もあるのである。

したがつて、理事が任務懈怠によりその責任を果し得ず、組合に損害を与えたときには、その行為が作為たると不作為たるとを問はず、その理事は、連帶して組合に対する賠償の責めに任じなければならぬ。

民法の一般原則に従えば、個々に責任を追及されるが、組合の理事の性格にかんがみ、特に連帶責任としている。なお、この任務懈怠には、代表理事または特定理事の行為に対する監視義務の懈怠も当然に含まれる（中協法第三八条

の二）。

代表理事が、理事会で決議され

た業務を執行し、これによつて組合に損害を与えた場合において、理事が善良なる管理者の注意をもつて理事会の決議を行い、かつ、執行すれば組合に損害を与えるべき、すなわち、その損害が理事会

を構成する理事の任務懈怠によつて生じたものであるときは、その決議に賛成した理事は、現実の執行者たる代表理事と同じ立場に立つと考えられるので、連帶して責任を負わなければならない。

この場合、理事会に出席して議事に参画した理事は、明確に反対した旨を理事録にとどめていいない限り賛成者と推定されるので注意を要する（中協法第三八条の二、商法二六六条2・3）。

□第三者に対する責任

理事がその職務を行つにつき、その取引相手たる第三者に損害を与えたときは、それがその理事の悪意または重過失によつて生じたものである場合に限り、その理事は直接に被害者たる第三者に対し損害賠償の責任を負う（中協法第三八条の二2）。

コンサルタントの三

二十世紀フオックス製作 デイ・アフター・トウモロー

関東地方の梅雨明け宣言と時期を同じくして、新潟県中越地方と福島県会津地方は局地的な集中豪雨に見舞われ、特に新潟県中越地方の河川の堤防が決壊し死者行方不明者は十数人に及び、家屋・道路・電気・水道など、住民のライフルインを含めて大きな被害をもたらした。

新潟県中越地方で被害にあつた住民がTVインタビューに答えて、「生まれてから七十年以上経つがこんな被害には初めてあつた」と答えていました。七十年間生きてきて始めてこのような災禍に遭遇したのであるから、梅雨末期にありがちな単なる集中豪雨として片付けるよりも、明らかに異常気象がその一端の原因と考えても間違いではないと思います。

予期せぬ収穫は、昔時間つぶしに

ここ数年来世界的な規模で起つている異常現象（異常熱波・寒気・降雨等）は、主に先進国の二酸化炭素（CO₂）の排出による地球温暖化によることが主な原因と論じられていることは周知の事実です。

私は、月に一回程度映画館へ話題作を見に行きますが、デイ・アフター・トウモローを予告編で見たときから特殊撮影を駆使したスケールの大きい大スペクタクル映画と思い、面白そうな映画なので見てみたいと思つていきました。しかし、実際に映画を見て、初めて地球温暖化をテーマにした作品であることを知つた次第です（地球

トウモロー）はこの地球温暖化がもたらす地球的な脅威を見事に映像化した作品で観客にとつてほんとにこうなつたらと思わず背筋が寒くなるような臨場感あふれる映像の連続で思わず引き込まれてしまうこと請け合いです。

ここで少しこの映画をまだご覧になつていない読者の方に、大雑把なストーリーを説明しておきます（二時間前後の映画で、大変大きなテーマでもあり、浅学菲才の身で手際よくまとめる力はありますせんがその点はご容赦いただくと

ぶらりと入つて見た「007は殺しの番号」に匹敵するほどの驚きでした（007はその娛樂性とスケールの大きさにこんな面白い映画があるのかと、当時は大いに驚きました）。

冒頭掲げた「デイ・アフター・トウモロー」はこの地球温暖化がもたらす地球的な脅威を見事に映像化した作品で観客にとつてほんとにこうなつたらと思わず背筋が寒くなるような臨場感あふれる映像の連続で思わず引き込まれてしまうこと請け合いです。

物語は、「地球の温暖化によつて南極にある巨大な氷塊が海中に崩壊した結果、大量の真水となつて海に流れ出したことで海水の比重が薄まり、その結果、海流の流れに大きな変化が起つて、海流循環として）。





ところが、地球が温暖化し、極地の氷が溶けて海に流れ出ると、大量の真水によって低緯度地帯からやつてくる海

の停止により世界的な異常気象現象が発生（世界中に巨大な台風（ハリケーン））し、氷河期が驚異的な速さで到来し、人類存亡の危機が訪れる」というものでニューヨークを舞台に、家族愛、青春の淡いロマンの物語の間でストーリーが進展します。そしてその結果は・・・人類は生存し続けます。

少し長くなりますが地球温暖化の一つの考え方として、「急激な環境変動のシナリオと、その合衆国への影響」を題するレポートを引用すれば、「地球温暖化にともない、全地球

それが極地周辺の冷たい海水を引き出して、この二つが合流した深海の反転流を生み出す。こうして海水は熱を低緯度から高緯度へ、再び低緯度へと巡回させる媒体となっている。

スティムダウンが起ることが、気候の激変を誘発するという。現在の地球では、低緯度地帯（赤道付近）で暖められた海水が地球の自転によって大きな流れを生じ、これが高緯度地帯（南極、北極）へ熱を運んでいる。しかし、高緯度地帯で熱を放出した海水は冷えて比重が増し、海底へ沈み込み、そ

れがスティムダウンが起ることで、もはや沈み込む力を失ってしまいます。この結果、極地を暖める要因は取り去られ、再び極地の冷却が始まる。南北両極に発達し始めた氷床は太陽光を効率よく反射するため、一気に地球は寒冷化に向

かうフィードバックのサイクルに入る」という。

一九九七年（平成九年）十二月、気候変動に関する国際連合枠組条約締約国際会議（COP3京都会議）で「京都議定書」が採択されたが、各国の利害が絡まりあって、思うように進展していない。ちなみに世界一、CO₂を排出しているアメリカは経済効率最優先の立場から「京都議定書」を批准していないません。

平成十六年七月十七日付け日本経済新聞（朝刊）の記事に、CO₂削減のための一企業の取り組み記事が出ていましたのでご覧の方も多いと思いますが、一部抜粋します。「キャノンは複写機などの製品の海外輸送を効率化し、物流段階で発生する二酸化炭素（CO₂）を削減する。梱包設計の見直

しでコンテナ使用量を大幅に減らすほか、輸送手段をトラックから環境負荷の低い鉄道に切り替え、年間六十五万トンに及ぶ海外でCO₂発生量を年3～4%削減する」という記事です。

ここで取り上げたかったことは、環境問題は国を上げて取り組まなければならない大きなテーマですが、実際には国民一人ひとりの環境改善に対する取り組みであり、個々の企業の取り組み努力がなければCO₂の削減実現は不可能です。

東京の温度はこの百年で三度上昇しているとの報道がありました。地球規模的に見れば、百年という期間は極めて瞬間的な時間です。

映画の終わりが近づくにつれて体が寒くなつたのを感じたのは、館内の冷房の効きすぎだが原因と思えませんでした。氷河期の恐ろしさを疑似体験したからでしょう。

（中小企業診断士 斎藤 守）

写真本誌

事業主・会社役員のみなさんを応援する

小規模企業共済制度

小規模企業の個人事業主又は会社等の役員が廃業や退職された場合の共済制度で、「事業主の退職金制度」といえるもの。

【制度の特色】

- ①掛金は全額所得控除：掛金は、税法上全額が「小規模企業共済等掛金控除」として課税対象所得から控除できる。(1年以内の前納掛金も同様に控除できる。)
- ②共済金は退職所得扱い又は公的年金等の雑所得扱い：共済金は、税法上、一時払共済金については退職所得、分割共済金については公的年金等の雑所得として取り扱われる。
- ③共済金は一時払、分割払又は一時払と分割払の併用。
- ④貸付制度：加入者（一定の資格者）は、納付した掛金総額の範囲内で事業資金等の貸付(一般貸付・傷病災害時貸付・創業転業時貸付・新規事業展開等貸付・福祉対応貸付)が受けられる。

【加入資格】

- ①常時使用する従業員数が20人以下（商業・サービス業は5人以下）の個人事業主及び会社の役員
- ②事業に従事する組合員の数が20人以下の企業組合の役員
- ③常時使用する従業員の数が20人以下の協業組合の役員

【毎月の掛金】

- ①毎月の掛金は、1,000～70,000円（500円刻み）で加入後増額できる。減額する場合は一定の要件が必要。
- ②掛金は加入した者の自分の預金口座振り替えて納付する。
- ③半年払、年払もできる。

【共済金等の支払】

*加入者に生じた共済事由により共済金等が支払われる。

中小企業を連鎖倒産から守る

中小企業倒産防止共済制度

【制度の特色】

- ①最高3,200万円の共済貸付：契約者は取引先が倒産した場合、積み立て掛金総額の10倍の範囲内で被害相当額の貸付が受けられる。
- ②共済金貸付は無担保・無保証人・無利子
- ③掛金は税法上損金（必要経費）に算入

【毎月の掛金】

- ①毎月の掛金は、5,000円～80,000円（5,000円刻み）で、加入後増額もできる。減額する場合は一定の要件が必要。
- ②掛金は総額320万円になるまで積み立てられる。

【共済金の貸付】

*本制度に加入後6ヶ月以上を経過して、取引先事業者が倒産し、これに伴い売掛金債権等について回収困難となった場合に、共済金貸付が受けられる。なお、貸付の請求ができる期間は倒産発生日から6ヶ月以内

■小規模企業共済及び倒産防止共済についてのお問い合わせは

中小企業基盤整備機構共済相談室

TEL 03-3433-7171

おかげさまで、本会は皆様の信頼に応えて来年創立50周年を迎えます。これからも宜しくお願ひいたします。

■千葉県中小企業団体中央会

千葉市中央区千葉港4-2

■043-242-3277

■銚子支所：銚子市三軒町19-4

■0479-24-1570

■松戸支所：松戸市松戸2060

■047-368-3992

中央会の共済制度のご案内

■三井住友海上火災保険との提携保険

I 団体自動車保険

【会員のメリット】

*会員事業所の業務用自動車はもとより、役員・従業員のマイカーも、約5%の割安で有利な団体扱いで加入できます。

【特長】

- ①保険料はニーズに合わせた設定ができる。
- ②保険料は指定の口座から引き落とし。
- ③会員事業所だけでなく従業員も加入可能。

II 団体障害保険

【会員のメリット】

*会員事業所の従業員が業務上又は通勤途上の災害を被った場合「普通傷害保険」に最大46%割引の有利な団体契約で加入できる。

(24時間補償タイプもあります。)

*政府労災保険の認定を待たず保険金を支払ます。

III 労災保険

【会員のメリット】

*会員事業所の従業員が業務上又は通勤途上の災害を被った場合「労働災害総合保険」に59.5%割引の有利な団体契約で加入できる。

IV 休業補償制度

【会員のメリット】

*会員事業所の従業員が病気やケガで仕事に全く従事できなくなった場合「所得補償保険」に36%割引の有利な団体契約で加入できる。

■三井生命保険との提携保険

*中央会では企業の事業承継とそれに伴うリスクマネジメントを応援する共済から、経営者や従業員のための次のような各種共済制度をご提案しております。

*保険の種類を選択する場合は「三井生命の保険種類のご案内」をご覧ください。三井生命の職員が持っております。

I 経営者・従業員のための総合保障プラン

II オーナーズプラン

III 特定退職金共済

IV 個人年金共済

【加入できる者】

- ①法人の役員（Ⅲを除く）
- ②事業主（Ⅲを除く）
- ③従業員

【税法上の特典】

- ①法人負担保険料は全額損金（必要経費）算入（Ⅳを除く）
- ②Ⅳは個人年金保険料控除、脱退一時金は一時所得として特別控除適用

■詳細については本会業務推進部

TEL 043-242-3277

あるいは次の提携先まで

【提携引受保険会社】

三井住友海上火災保険株式会社

千葉支店 TEL 043-225-2713

三井生命保険株式会社

千葉統括営業部 TEL 043-222-0122

中小ベンチャーファンド法の改正について

経済産業省では、ファンドを通じた産業金融機能を強化するため、今回「中小企業等投資事業有限責任組合法（中小ベンチャー ファンド法）」を、大きく衣替えし、「投資事業有限責任組合の事業範囲法」）として、本年四月三十日から施行している。これにより、①投資事業有限責任組合の事業範囲を中小ベンチャー企業のみならず、大企業や公開企業にまで拡充、②融資や金銭債権、社債の取得などの機能を追加し、我が国においても、欧米並みに創業や事業再編・事業再生などがより促されることが期待されている。

■ファンド法制定の背景

平成十年に制定された中小ベンチャーファンド法は、民法上の任意組合について、組合員が無限責任を負うことになるために十分な資金を集めることができなかつたために、民法の特則として制定されたもので、この法律はあくまでベンチャー企業への資金供給の円滑化を図るために制定されたも

ので、ファンドの投資対象は、中の未公開企業への出資や産業活動再生特別措置法の認定事業者などに限られていた。しかしながら、近年ファンドの活動範囲はさらに広がりを見せて、いろいろなパターンが出現しており、ファンドの投資対象は広く企業への出資一般となり、ファンドの機能も債権取得や融資機能まで拡大することになる。

しかし、中小ベンチャーファンド法では、原則中小未公開企業への出資に限定されていたため、わが国の多くのファンドは、ケイマニ諸島などの海外の法律にも基づいて設立したり、投資家に無限責任をお願いして民法上の任意組合で設立したり、あるいは投資家の人數を制限して匿名組合で設立することをおこなっていた。このような状況を改善するため、中小ベンチャーファンド法を抜本的に改正し、より一般的なファンド法を制定することになった。

■ファンド法の内容

□投資対象の拡充 1 投資先の制限の撤廃

中小ベンチャーファンド法において原則中小未公開企業に限定されていた出資対象は、ファンド法の制定により制限が撤廃された。

これにより、例え複数のファンドに分散投資するいわゆるゲートキーパーファンドを組成することが可能となつた。

□証取法による投資家保護

このように、今回のファンド法の制定により、多種多様なファンドの組成が可能となり、投資家保護のルールの整備が求められる。

我が国には、各種のファンド（投資事業有限責任組合、民法任意組合、匿名組合、海外リミテッド・パートナーシップ）を横断的に規律する投資家保護のルールがな

どで、当該企業の公開株式を取得して経営再建を主導する、上場維持型事業再生などへの対応も可能となる。

2 債権取得及び融資機能の追加

出資対象の規制を撤廃すると同時に、ファンド法では債権の取得や融資を行うことも可能となつた。

これにより、DESを行つて経営権を取得することや、地域中小企業再生ファンドの設立、さらにはメザニン融資やDIPファイナンスを行うことも可能となつた。

3 他のファンドへの投資の拡大

中小ベンチャーファンド法におけるトウ・ファンド）は、出資総額の五〇%未満に制限されていたが、

詳細については

経済産業省産業組織化

流山工業団地協同組合

専務理事 上坂 操



また共同受注事業として、「困りごとお引き受け!なんでもつくります。」というパンフを作成、組合員全体の融合したパワーでお客様のソリューションをお手伝いする事業にも乗り出した。

さらに、東葛テクノプラザの仲介で、千葉大学と産学連携の集団

「お見合い」をこのほど実施、千葉大、江戸川大の教員が団地を訪問。さらに、九月下旬には組合員

が千葉大学を訪問することになつたため流山市の移転用地の提供を機に、昭和五十六年流山市中小企業

工業団地調査・研究協議会を設立。昭和六十一年に機械金属加工業者を中心に異業種二十五名で組合を結成、平成三年に移転を完了した。

集団化の基本は、組合員の経営改善に役立つ事業を展開することであり、特に組合員には「ものづくりや技術力の向上」といった核になる本業に専念してもらい、組合は組合員の総務的な仕事のアウトソーシングの受け皿になれるよう。事務局体制の強化を行つていい。



左より上坂専務、長橋主任、増子さん

【上坂専務理事の横顔】
上坂氏は、千葉県中小企業組合士会会長、本会の情報連絡員、流山商工会の理事等を務めているが、もともとは流山商工会の指導課長で、市内の商工業者の組織化などで活躍されていた。たまたま、工業団地調査・研究協議会を担当したのがきっかけで、その持ち前の行動力を見込まれて、まだ団地

～組合の調和と団結～

所 在 地	立 代 理 事	地	立 代 理 事	地
設	組合員数	組合員数	主な事業	主な事業
	19名	(398,500千円)	共同施設の維持管理事業、	流山市西深井1028-46
			共同購買事業、共同駐車場事業	昭和61年6月
			共同受電事業、受取事務代行事業	高橋 啓治
U R L				http://www.niodori-net.or.jp

の場所も決まらないうちから組合に転籍した。以来、組合執行部と一緒に、組合づくりから団地の造成、移転、共同施設の運営にと携わってきた。

上坂氏のモットーは「原点に立つて考え、基本的に立ち返って行動する。」ことだそうだ。

上坂さんの趣味は休日を利用して登山と自然を撮る風景写真。休日の日は朝早く起きて夜帰つてくる日が続く。車の走行距離は年間二万キロ。関東近辺にある日本百名山は富士山と北岳以外は踏破した

た登山と自然を撮る風景写真。休

タートする運びとなつた。

また、当組合は会員間にインターネットを活用したネットワークが構築されており、情報の共有とペーパーレス会議を実現している。

ご家族は奥様と二人のお嬢様。登りもしてみたいとのこと。

そうだ。将来はもう少しゆっくり



情報連絡員報告を中心とした
県内の中小企業動向

&トピックス・七月

- 製麺（県下全域）連日の猛暑のため行楽地（特に海浜方面）を顧客に持つ業者は忙しい様子。
- 漬物製造（県下全域）新技術の研究開発をしているが難しい。
- 味噌製造（県下全域）前月より大豆や米の原料価格の上昇が続四六・仕込みが増加した。
- 製材（県下全域）全般に横ばい。印刷（千葉市）中小企業に好況感なし。今年度の入札価格があまりにも荒れたので、仕事量は減り、価格も低下した。
- 雇用は退職者の補充を見合せ縮小している。
- 生コン製造（県下全域）ここ数年同様であるが、年々落ち込んでいる上に、さらに落ち込んでおり大変厳しい状況だ。
- 機械金属（四街道市）民間の販売価格に好転が見られるものの、

鋼材価格が上昇し、利益改善までには至っていない。官公需は発注量、価格ともに最悪。

大企業のおこぼれを期待している程度で、元気は依然出てこない。

■鉄工（千葉市）概ね順調に推移。

■鉄工（千葉市）全般に明るさが感じられるようになつたが、各種材料の値段はまだ上昇している。

■機械金属製造他異業種（流山市）東葛テクノプラザが仲介となり、産業連携により地域活性化を後押しするため、県内の大学教授と団地内の中小企業とで新技術の共同開発や経営手法の刷新につなげるためのお見合い事業があつた。

■自動車解体（県下全域）三月以降下がりつづけていたスクランプ市況が反転し始めた。世界的に需要が逼迫していることと、中国の在庫調整が一巡したためという話が伝わってくるが、事実関係はわからない。関係者の予想では一ヶ月は強含みの状態がつづくとのことで、発生する廃車は少なく利益に反映されていない。

■土砂採取（県下全域）建設業関係の不況は長引いており、生コン用骨材の供給量は更に落ち込んでおり、土砂についても供給先がないことから開店休業の状態になっている。

■窯業・土石（鎌子市他）山砂採取場を確保してあるものの、公共事業の低迷により需要がない。

■総合卸売（東京都・千葉県）組合設立以来四半世紀余り運行してきた団地送迎バス事業のうち、土曜日の運転を取りやめた。

- 建築材料卸売（県下全域）建設、
- 電気機器小売（県下全域）厳しい暑さが続いたためにエアコン、冷蔵庫、洗濯機が好調。またデジタル家電も売れている。
- 小売（佐倉市）売上対前年比〇六・六%、客数二〇七・五%。
- 中古車販売（県下全域）小売について夏季ボーナス商戦が不発、前年度をかなり下回る。
- 輸出にウエートをかける業者にとっては、日本的な季節要因が少ないために、例外的に活況を呈する可能性も期待できる。
- 小売（東金市）初旬は、バーゲンセールで夏物が動いたが、中旬から後半にかけては売り上げが落ちてきた。
- 小売（野田市）七月初めに、食品大型スーパーが近場に開店した。平日の売上げは、昨年並みだが、土日の売上げが約二〇%程度落ち込んだ。
- 農業機械販売整備（県下全域）

セメント関連は好転の兆なし。

公共投資が減り、民間マンショーンも一服、都心回帰により千葉は減少した。絶対的な需要減で景況は低空飛行のままである。

セメントメーカーの値上げ強行により、生コンや製品メーカー等需要家は製品に価格軒嫁できず苦境に陥っている。需要減とコストアップで、セメント業界の混迷は深まる一方である。袋セメントの価格は横ばい。

■電気機器小売（県下全域）厳しい暑さが続いたためにエアコン、冷蔵庫、洗濯機が好調。またデジタル家電も売れている。

■小売（佐倉市）引き続

き観光地は厳しい状況が続いている。特に前半は昨年より落ち込んだ。後半は本格的なシーズンをむかえるが、やはり天候次第だ。

■その他の小売（勝浦市）引

き観光地は厳しい状況が続いている。特に前半は昨年より落ち込んだ。後半は本格的なシーズンをむかえるが、やはり天候次第だ。

■小売・サービス（大原町）とにかく観光地は厳しい状況が続いている。特に前半は昨年より落ち込んだ。後半は本格的なシーズンをむかえるが、やはり天候次第だ。

■小売・サービス（鎌子市）非常に忙い。

■建設揚重（県下全域）業者間に価格差がでてきている。

■学習塾（県下全域）夏期講習会が始まりその分、大幅に収入が増える。

■小売（千葉市）業者間に価格差がある。組合の地区に東京都を追加する定款変更を申請中。

■小売（柏市）見切りに入った夏物衣料品を中心に売れている。

柏の北部に、店舗面積二万四千m²の大型ショッピングセンターがオープンした。業種・業態構成は

J A全農ちばが二つになるとおり、生コンや製品メーカー等

需要家は製品に価格軒嫁できず苦境に陥っている。需要減とコストアップで、セメント業界の混迷は深まる一方である。袋セメントの価格は横ばい。

■電気機器小売（県下全域）厳しい暑さが続いたためにエアコン、冷蔵庫、洗濯機が好調。またデジタル家電も売れている。

■小売（佐倉市）引

き観光地は厳しい状況が続いている。特に前半は昨年より落ち込んだ。後半は本格的なシーズンをむかえるが、やはり天候次第だ。

■その他の小売（勝浦市）引

き観光地は厳しい状況が続いている。特に前半は昨年より落ち込んだ。後半は本格的なシーズンをむかえるが、やはり天候次第だ。

■小売・サービス（大原町）とにかく観光地は厳しい状況が続いている。特に前半は昨年より落ち込んだ。後半は本格的なシーズンをむかえるが、やはり天候次第だ。

■小売・サービス（鎌子市）非常に忙い。

■建設揚重（県下全域）業者間に価格差がでてきている。

■学習塾（県下全域）夏期講習会が始まりその分、大幅に収入が増える。

■小売（千葉市）業者間に価格差がある。組合の地区に東京都を追加する定款変更を申請中。

上半期のトータル販売実績が前年比一〇四%とプラスで推移し、利益率も六・二%アップした会社もあつたが、低迷する会社もあり組合員の格差は拡大傾向にある。

J A全農ちばが二つになるとおり、採算の悪い部

門は閉鎖。八七箇所の単協が農機具を扱っていたがどうなることか。

■その他の小売（勝浦市）引き続

き観光地は厳しい状況が続いている。特に前半は昨年より落ち込んだ。後半は本格的なシーズンをむかえるが、やはり天候次第だ。

■小売・サービス（大原町）とにかく観光地は厳しい状況が続いている。特に前半は昨年より落ち込んだ。後半は本格的なシーズンをむかえるが、やはり天候次第だ。

■小売・サービス（鎌子市）非常に忙い。

■建設揚重（県下全域）業者間に価格差がある。組合の地区に東京都を追加する定款変更を申請中。

■学習塾（県下全域）夏期講習会が始まりその分、大幅に収入が増える。

■小売（千葉市）業者間に価格差がある。組合の地区に東京都を追加する定款変更を申請中。

■建設揚重（県下全域）業者間に価格差がある。組合の地区に東京都を追加する定款変更を申請中。

■学習塾（県下全域）夏期講習会が始まりその分、大幅に収入が増える。

■小売（千葉市）業者間に価格差がある。組合の地区に東京都を追加する定款変更を申請中。

■建設揚重（県下全域）業者間に価格差がある。組合の地区に東京都を追加する定款変更を申請中。

■学習塾（県下全域）夏期講習会が始まりその分、大幅に収入が増える。

■小売（千葉市）業者間に価格差がある。組合の地区に東京都を追加する定款変更を申請中。

■お知らせ■

9月の放送スケジュール

企業未来!
チャレンジ!

テレビ東京(TX・12ch)
毎週土曜日
朝6:30~6:45

第2週 11日放送	【企業レポート】 チャンスを敏感に捉える ~完全院外給食でビジネスモデル特許~ ■ビジネスHOT情報■ ベンチャーフェアJapan2005
第3週 18日放送	【企業レポート】 ネットオークション ~自動車板金塗装修理でニュービジネス~ ■ビジネスHOT情報■ 中小企業総合展
第4週 25日放送 (最終回)	【企業レポート】 新しい製品で豊復活 ~独自の販売戦略で売り上げ急増~ ■ビジネスHOT情報■ WEB研修で新しい自分を発見!

〔お知らせ〕当番組は9月の放送をもちまして終了いたします。これまでご覧いただき、誠に有難うございました。(中小企業庁/中小企業基盤整備機構)

組合士養成講習会のお知らせ

日 程 10月19日(火)~11月30日(火) 毎週火曜日、全6日

10/19	午前	組合制度	中小企業論、中小企業組織論
	午後	組合会計	組合会計・基礎編(仕訳・記帳等)
10/26	午前	組合制度	中小企業等協同組合法の解説
	午後	組合会計	組合会計・決算編(決算仕訳・決算)
11/2	午前	組合制度	組合制度史、商店街振興組合法の基礎
	午後	組合会計	問題練習
11/9	午前	組合制度	団体法の基礎、組合制度の練習問題
	午後	組合会計	中小企業税制のあらまし、組合会計練習問題
11/16	1日	組合運営	中小企業関係法律と諸施策、組合事務管理の実務
11/30	1日	組合運営	労務管理・労働通論、組合運営論、組合運営練習問題

時 間 午前は10:00~12:00、午後は1:00~4:00、1日は午前と午後

場 所 本会議室(千葉市中央区千葉港4-2)

受講料 組合制度、組合会計、組合運営、各2,000円(全科目受講は5,000円)

*講習はレジュメを配布しますが、別途受験用テキスト(有料)も用意しております。

詳細については組織振興部まで TEL043-242-3277

コンソーシアム・マネジメント・セミナー開催のぞ案内

★紛争解決のテクニックを身につけよう!

★職場で起こりがちな人間関係のもつれや対立を速やかに解決するためのスキル(ミディエーション)を学ぶためのセミナーを開催します。カリキュラムには実践的なコミュニケーションの手法やロールプレイを含みます。

★職場では上司と部下、同僚同士などの人間関係のもつれや対立(コンフリクト)をしばしば経験します。その際の適切な対応(ミディエーション)によって、紛争の深刻化・長期化を防ぎ、さらにより良い人間関係を築くことができます。人事労務担当者の方々のご参加をお待ちしております。

日 時 9月17日(金)
午後1時30分から
午後5時30分まで
場 所 ぱるるプラザ千葉
參 加 費 二万円(賛助会員割引)
申 込 先 (財)21世紀職業財團千葉事務所
TEL 043-225-2295

□ 表紙のメモ [千葉駅]

スイッチバッケ解消のために柴

町から移転して四十年。ホームは五面十線体制で、東口駅ビル「ペ

リエ」は総武本線、外房線、千葉都市モノレールに挟まれている。

本線は当駅までが複々線で、ここから東は運行形態が大きく変る。

また、当駅には「すいごう」などの北総特急、「成田エクスプレス」の朝の上りと夜の下りが停車

し、信州方面への特急「あづさ」の一部が始発駅としている。

編集後記

from the editor

この景気回復が本格化するためには、我が国の産業を支えている中小のものづくり企業が元気になることが不可欠です。また、地域のにぎわいと交流の中核である商店に人々が戻ってこなければ本物ではありません。一日も早い地域の再生を願つてやみません。ださるようお願いいたします。

E-mail:
funatogawa@chuokai-chiba.or.jp